

## 第 57 号議案

### 志木市国民健康保険条例の一部を改正する条例

志木市国民健康保険条例（昭和 34 年志木市条例第 10 号）の一部を次のように改正する。

目次中「～第 7 条」を「一第 7 条」に、  
「第 7 章 削除  
第 8 章 罰則（第 12 条～  
第 15 条）」を「第 7 章 罰則（第 11 条—第 14 条）」に改める。

第 8 条中「第 7 2 条の 4」を「第 7 2 条の 5 第 1 項」に改める。

第 7 章を削る。

第 12 条中「第 9 項」を「第 5 項」に、「若しくは虚偽」を「又は虚偽」に改め、「又は同条第 3 項若しくは第 4 項の規定により被保険者証の返還を求められてこれに応じない場合」を削り、第 8 章中同条を第 11 条とし、第 13 条を第 12 条とし、第 14 条を第 13 条とし、第 15 条を第 14 条とする。

第 8 章を第 7 章とする。

#### 附 則

- 1 この条例は、令和 6 年 12 月 2 日から施行する。ただし、目次の改正規定、第 8 条の改正規定、第 7 章を削る改正規定、第 8 章中第 12 条を第 11 条とし、第 13 条を第 12 条とし、第 14 条を第 13 条とし、第 15 条を第 14 条とする改正規定及び第 8 章を第 7 章とする改正規定は、公布の日から施行する。
- 2 この条例の施行の日前にした行為及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令（令和 6 年政令第 260 号）第 9 条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの条例の施行の日以後にした行為に対する罰

則の適用については、なお従前の例による。

令和6年8月29日提出

志木市長 香 川 武 文

#### 提 案 理 由

被保険者証の廃止に伴い、過料に係る規定の整備等をしたいので、国民健康保険法第127条第1項の規定により、この案を提出するものである。